○内閣府告示第三百七十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年十月二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　会津若松市
二　地域再生計画の名称　アナリティクス産業の集積による地域活力再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　会津若松市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第三百八十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年十月二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　湖南市
二　地域再生計画の名称　湖南市地域再生プロジェクト　～市民とつくる体験農園・農業振興拠点～
三　地域再生計画の区域の範囲　湖南市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第三百八十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百六十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年十月二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　和歌山市
二　地域再生計画の名称　国際広域観光拠点都市和歌山市再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　和歌山市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）及び地域公共交通確保維持改善事業（四の六）

○内閣府告示第三百八十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年十月二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　和歌山市
二　地域再生計画の名称　四国経済を牽引する「総合6次産業都市」推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　西条市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○政治資金適正化委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年十月八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四九三二	二七、九、一八	常世　孝和
四九三三	二七、九、一八	大本　卓志
四九三四	二七、九、一八	太田　龍彦

○外務省告示第三百四十六号

平成二十七年九月十五日に東京で、ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　二億円
3　署名者
日　本　側　深田博史在ベトナム大使
ベトナム側　ブイ・クアン・ヴィン計画・投資大臣
4　署名者
平成二十七年十月八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四十七号

平成二十七年九月十六日にネーピードーで、カチン州及びチン州道路建設機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　カチン州及びチン州道路建設機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十七億四千万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年二月二十八日まで
4　署名者
日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使
ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

平成二十七年十月八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四十八号

平成二十七年九月十六日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円

3　署名者
日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使
ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

平成二十七年十月八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四十九号

平成二十七年九月十六日にネーピードーで、第二次中央乾燥地村落給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　第二次中央乾燥地村落給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十二億四千二百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年八月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使
ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

平成二十七年十月八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百五十号

平成二十七年九月十七日にバンコクで、キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー共和国、マーシャル諸島共和国及びミクロネシア連邦における「太平洋島嶼国における多様な災害の危険評価及び早期警戒システム強化計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　太平洋島嶼国における多様な災害の危険評価及び早期警戒システム強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　一億二千四百万円
3　署名者
日　本　側　佐渡島志郎在タイ大使
国際連合側　シャムシャド・アクタール国際連合アジア太平洋経済社会委員会事務局長

平成二十七年十月八日

外務大臣　岸田　文雄